



## NPO 法人 FP ネットワーク神奈川倫理規定

- 第1条 FPNK会員(以後、会員とする。)は、法律を遵守しかつ顧客の利益を最大限に確保しつつ、NPO法人FP ネットワーク神奈川(以後、FPNKとする)の3つの理念の実現に努めなければならない。
- 第2条 会員は、FPNKと個人の利益相反事項がある場合には、必ず、FPNKの理事会に諮らなければならない。
- 第3条 会員は、FPNKの業務をする上で、誠実に職務を遂行することを誓約すると共に、以下の情報について、理事会の許可なく、如何なる方法をもってしても、開示、漏洩、若しくは使用してはならない。
- (1)業務上で取り扱う、個人情報
  - (2)財務、人事、組織等に関する情報
  - (3)他社との業務提携及び取引に関する情報
  - (4)FPNKがノウハウおよび秘密保持対象として取り扱う一切の情報
- 第4条 会員は、ノウハウおよび秘密情報は、FPNKの業務上作成又は入手したものであることを確認し、当該ノウハウ秘密が、FPNKに属するものとして、その権利一切を、会員の権利である旨の主張をしないものとする。
- 第5条 会員は、FPNKの情報として記載・記録されている媒体については、FPNKの業務執行以外の目的で複製・謄写しないこと、及び業務執行以外の目的で、事務所の施設外に持ち出ししないこと。
- 第6条 会員は、FPNKの会員の信用を傷つけ、又は、誹謗中傷をしたりしてはならない。
- 第7条 会員は、FPNKが定めた会費等の負担金を支払わなくてはならない。
- 第8条 会員は、資格・認可が必要な業務について、法の定める資格・認可を得ることなく、かかる業務を行ってはならない。
- 第9条 会員は、個人がFPNKの見解を代弁しているとの印象を顧客に与えてはならない。
- 第10条 会員は、脱会後も、FPNKの業務上知りえた情報について、開示・漏洩若しくは使用してはならない。又、情報が記載・記録されている媒体の複製および関係資料がある場合には、脱会時にFPNKに返還若しくは廃棄し、自ら保有をしないこと。
- 第11条 会員は、前各条に違反しFPNKに損害を与えた場合には、法的な責任を負担するものであることを認識し、これにより被った一切の損害(訴訟関連費用を含む)について、その全額を賠償することとする。
- (附則) 会員は、入会時、この規定を確認し、署名捺印を行うものとする。